

継続・中古新規検査を受けられるお客様へ

継続・中古車新規検査に必要な書類の作成や申請手続きを電磁的方法により行う場合は、法令の規定により、事前にお客様（使用者）の承諾を頂くことが必要となっています。（法令の規定：道路運送車両法第94条の5第2項、同施行令第10条及び自動車損害賠償保障法第9条第2項、同施行令第1条をいう。）

つきましては、継続・中古車新規検査の手続きを円滑に完了するため、下記事項についてご確認いただき、承諾下さいますようお願いとご理解とご協力をお願い申し

「電子保適証システム」及び「共同申請利用システム（※）」の両方を活用し、OSS申請を行う場合には、2項目とも☑をお願いします。

※従来OCRシートにより行っていた申請を電子申請すること及び検査手数料・重量税に関してダイレクト納付を行うシステム

継続・中古車新規検査における確認事項及び承諾書

継続・中古車新規検査の手続きを電磁的方法により行います。

電子保適証を交付し、窓口にて申請を行う場合には、こちらの項目に☑をお願いします。

- ① [継続・中古車新規検査に際し民間が発行する証明書の取扱いに関する承諾]
「自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書に記載すべき事項」及び「保安基準適合証の交付に代えて当該証明書に記載すべき事項」を電磁的方法により登録情報処理機関に提供すること。
- ② [継続検査申請に関する委任について]
継続検査の申請を電磁的方法により行う場合、申請代理人に対し、申請に必要な情報を提供すること及び申請を委任すること。

※ 「電磁的方法」とは：紙による送信手続き

車検証に記載されている自動車登録番号又は車両番号のご記入をお願いします。（中古車新規検査の場合には登録識別情報等通知書に記載されている車台番号）

登録番号又は車両番号（中古車新規検査の場合には車台番号）

「年月日」のご記入をお願いします。

ご記入日 年 月 日

[個人ユーザーの場合]

・使用者名を記名してください。

使用者のお名前（社名）

[法人ユーザーの場合]

・会社名及び車検依頼者名の記名をしてください。

ゴム印等を用いて、整備事業者名等の記入をお願いします。

保存期間：2年間